

令和3年度 第2回 人間中心のAI社会原則会議 議事要旨

1. 日 時 令和3年9月17日(金) 10:00-12:00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 12階 1208 特別会議室

3. 出席者※敬称略

議長 須藤 修 中央大学国際情報学部 教授 東京大学大学院 特任教授
副議長 北野 宏明 一般社団法人日本経済団体連合会未来産業・技術委員会 AI活用原則 TF 主査
株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長

構成員

岩本 敏男 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役
浦川 伸一 損害保険ジャパン株式会社 取締役 専務執行役員
大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部 教授
木俵 豊 情報通信研究機構 経営企画部 部長
國吉 康夫 東京大学大学院情報理工学系研究科 教授 次世代知能科学研究センター
センター長
近藤 則子 老テク研究会 事務局長
関口 智嗣 産業技術総合研究所 執行役員
武田 晴夫 株式会社日立製作所 技師長
中川 裕志 理化学研究所革新知能統合研究センター チームリーダー
永沼 美保 日本電気株式会社デジタルトラスト推進本部 上席主幹
新居日南恵 株式会社 manma 代表取締役社長
羽鳥 裕 公益社団法人日本医師会 常任理事
原田 達也 東京大学先端科学技術研究センター 教授
樋口 知之 中央大学 AI・データサイエンスセンター 所長 ビジネスデータサイエンス学科
教授
平野 晋 中央大学国際情報学部 学部長・教授
福岡真之介 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
福田 剛志 日本アイ・ビー・エム株式会社 理事 東京基礎研究所 所長
山川 宏 全脳アーキテクチャ・イニシアティブ 代表
吉瀬 章子 筑波大学システム情報系 教授

関係府省等

矢田 晴之 個人情報保護委員会事務局企画官
飯田 陽一 総務省国際戦略局情報通信政策総合研究官
高地 圭輔 総務省情報通信政策研究所長
尾川 豊 総務省情報通信政策研究所調査研究部長
小山 久子 外務省国際文化協力室首席事務官
川口 悦生 文部科学省研究振興局参事官(情報担当)

高江 慎一 厚生労働省大臣官房厚生科学課研究企画官
野村 至 経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

事務局

松尾 泰樹 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長
井上 諭一 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長補・内閣官房内閣審議官
根本 朋生 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官
塚本 武雄 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局上席政策調査員

4. 議題

- (1) ユネスコの AI 倫理勧告案について
- (2) AI ネットワーク社会推進会議「報告書 2021」について
- (3) 海外の公共部門での AI 活用状況について
- (4) 意見交換
- (5) その他

5. 資料

資料 1-1 ユネスコの概要と日本による関与（外務省提出資料）
資料 1-2 ユネスコを通じた AI の倫理分野の支援（外務省提出資料）
資料 1-3 ユネスコの AI 倫理勧告案の現状（総務省提出資料）
資料 2 AI ネットワーク社会推進会議「報告書 2021」について（総務省提出資料）
資料 3 海外公共部門での AI 活用状況の調査結果（事務局準備資料）
参考資料 1 人間中心の AI 社会原則会議（令和 3 年度 第 1 回）議事要旨
参考資料 2 ユネスコ AI 倫理勧告（案）

6. 議事要旨

以下(1)～(3)について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

- (1)ユネスコの AI 倫理勧告案に関し、外務省 小山首席事務官、総務省 飯田情報通信政策総合研究官より現在の状況と国際面における日本の対応を説明
- (2)「AI ネットワーク社会推進会議」の報告書に基づき、総務省 高地研究所長、尾川部長から AI 社会実装の推進に向けた取組を説明
- (3)海外の公共部門での AI 活用状況調査について事務局（(株)NTT データ経営研究所）より説明
- (4)意見交換

各発表を踏まえて、人間中心の AI 社会原則会議で議論すべき論点、留意すべきことやこれから我が国が取り組んでいくべき事項等について、全体での意見交換が行われ、有事におけるデータや AI の有効活用に関する方法や体制に関し議論を深めることが重要であることを改めて認識した。また、イギリスをはじめとした国々の公共部門での AI 活用状況の継続調査の必要性等を確認した。

【以下は各発表の概要とその中での意見・質疑】

(1) ユネスコ AI 倫理勧告案について

【概要】

- ユネスコが 11 月総会での採択に向けて取りまとめを行っている倫理勧告案について、日本政府としての対応確認のため、外務省より「AI 倫理分野の途上国支援プロジェクト案」と総務省より「ユネスコ AI 倫理勧告案」について現在の状況の説明を行った。
- 日本のユネスコへの財政的な関与としては、義務的な分担金の他に日本信託基金を任意拠出しており、外務省としてはこのユネスコ日本信託基金を通じて AI 倫理分野の途上国の支援を検討している。
- ユネスコ AI 倫理勧告案は、2020 年 4 月～9 月に起草され、その後の特別委員会での議論を経て 2021 年 6 月に政府間交渉の結果として取りまとめられたもの。人権・人間の尊厳、自然環境の持続可能性、多様性等に重きが置かれた価値、これに基づいた 10 の原則、これを実践していくための政策措置、監視及び評価の仕組みが記載されており、次回の第 41 回総会にて採択を目指している。
- 政策措置の中に AI に対して法人格を与えるべきではないとの記載がある。法技術の問題として検討の余地があり得るため、本記載は削除が適当であると表明したが反対の意見が多数であった。

【意見・質疑】

- EU の AI 規制案がかなり影響している。OECD の原則が基本にあるが、今のヨーロッパにおける議論はアセスメントや監査を重視している。ユネスコの意見は、GPAI における発展途上国の AI 政策や投資に対する先進諸国の支援のあり方についての議論にも影響する。
- AI に法人格を認めるか否かに関し、アメリカの論文では完全自動運転車に法人格を認め、そこに一定のお金をプールさせないと運用できない形にし、事故が起きた際、被害者に自動的にお金を支払う仕組みの提案がなされている。また、刑事的な考え方においては、罰金刑を科して、所有者である株主や経営者等に打撃を与えるとといった考え方もある。刑事・民事双方でやり方も考え方が異なるが、このような検討の余地、可能性を排除する提案には反対である。なぜ西ヨーロッパの主要諸国が反対をするのか、何を心配しているのか疑問である。
- 上記について、十分理解されていないまま議論がなされている印象であった。各国の政府担当者は多くが人権、人道問題を専門としている印象で、自動運転車の責任等の観点はあまりなく、AI 搭載のロボットを人間と同等に認めるのかという観点での反応であった。この勧告案はこれ以上変えられないがあくまでも非拘束であり、今後必要性を認識してもらえるようにしていくべき。
- ヨーロッパ諸国には EU の AI 規制案と抵触したくないという考えもあるだろうが、AI アクターの定義が、AI 開発者から利活用者まで幅広く AI に関わる人を総称したものであるならば、AI アクター自身が AI を使って AI をコントロールする、観察することが必要となり、いずれ考え直さざるを得ない。我々はそのことを意識していた方がよい。
- 財産しか持たない法人は、非法律家の人には理解しにくい概念である。民事と刑事の違い等、具体的な制度設計と併せて説明しないと通じない部分であるから粘り強い対話が必要である。
- プライバシーは守るべきとの一辺倒の内容となっているが、今主流の議論は、いかにうまく使うかである。本勧告案はやや柔軟性に欠け、議論が遅れているように思う。

- ユネスコの勧告は非拘束であり、強制力はない。また、アメリカはユネスコを離脱しているため公式なポジションは取らないとしている。中国やロシア、インドがどのように出るかはわからないが、彼らはハーモナイゼーション、ハーモニーという言葉を多用している。今後、人間個人よりも社会の秩序や全体社会が優先するというような議論を持ち込んでくる可能性があり、この点を警戒している。
- 規制色が強すぎると考え、用途に応じて慎重に考えるべきと起草委員会にて意見したが、この倫理勧告では非規制的な要素をあまり重視しない方がよいという意見が大半であった。
- 会議の場で意見をしてもその場で覆るものではない。インサイドに入って事前調整する努力が必要である。日本が真に主張したいことを訴求していくためには、クローズドな委員会やタスクフォースを作って戦略を検討すべきである。
- ユネスコやアフリカ諸国との良好な関係を上手く使いつつ、ヨーロッパ諸国とのネットワークも強化しながら対応していく必要がある。特に監査や評価方式については日本政府も入念に考えていかねばならない。

(2)AI ネットワーク社会推進会議「報告書 2021」について（総務省）

【概要】

- AI ネットワーク社会推進会議は、AI 倫理・ガバナンスについて長く議論を続けてきており、「安全・安心で信頼性のある AI の社会実装」に向けた取組を推進すべく「報告書 2021」を公表した。
- AI 倫理・ガバナンス、AI 開発・利活用、人材育成などに関して、ヒアリングを行った各事業者等の取組事例などについて概要の説明を行った。

【意見・質疑】

- AI が社会に浸透し、様々な産業界で AI を適用して仕事が変わりつつある中、もっと産業界の事業者がこのような委員会等に参加してフィードバックを行い、社会原則が世の中に正しく認知されて、広がっていくことを期待している。そのような事業者が増えて欲しい。

(3)海外の公共部門での AI 活用状況（事務局）

【概要】

- 日本の AI ガバナンスを考える上でどのような議論をしていくべきかについて、海外の公共部門での AI 活用状況について、日本と同じような環境にあるイギリスにフォーカスして戦略視点、施策視点での調査の報告を行った。
- イギリスの産業戦略との関係、公共部門の振興技術活用手法、イノベーション戦略の策定方法、また AI ガバナンス施策として、AI 利用や AI 調達に関するガイドライン、公共部門の課題を革新的なデジタル技術によって解決することを支援する仕組み（GovTech Catalyst）等に関する調査を行った。

【意見・質疑】

- 関連する内容で、マイナンバーは J-LIS がこれまで発行しており、自治体の出資によるものであったが、今後はデジタル庁が発足したので政府と全自治体の共同運用になった。今後は、データ標準化が最も重要な課題になり、マイナンバーの積極的活用、マイナポータルの利用に際して AI の積極的な利活用が必要であり、この会議では海外の情報を収集して参考にしていきたい。
- 本報告では、「トラスト」という言葉が一回も出てこなかった。説明可能な AI だったとしても一般人が内容を理解するのは非常に難しく、ある程度の内容の理解は必要だが信じようという、トラストという概念を持ち込まなければ、なかなか動かないのではないかと。AI に対するトラストはどうあるべ

きかを検討していくべきではないか。

- イギリスの **National Data Strategy** に、より包括的な概念がある。保険省がアメリカの HHS やスウェーデンのカロリンスカ研究所と実施している医療データ共有は、この中の取組として含まれているのではないかと推察。

(4)意見交換

各発表を踏まえて、人間中心の AI 社会原則会議で議論すべき論点、議論を行う上で留意すべきことやこれから我が国が取り組んでいくべき事項等について、全体での意見交換が行われた。

(以下は意見交換の要約)

- 9月17日に「AI100」^(※1) というレポートが発表された。前回 2016 年と比較するとプライバシーや AI Ethics、リスク等について注目されている。共通の認識として重要になったということである。
- 災害時において AI が利用できるレベル感を平時とは異なるレベルで考えるべきということ等についてこれまでの会議でも議論があったが、日本は災害が多いので、そのようなことも世界に先駆けてやっていくとよい。
- 内閣官房の新型コロナ対策室での AI シミュレーションプロジェクトにおいては、有事の想定がなく、平時のオペレーションで対応していた。データアクセスに対する有事のプライオリティーがない、そもそもデータも少ないという点も問題。政府は AI 以前の問題として、しっかりとした有事体制を作るというところも含めた議論をすべきである。
- AI を実装する場合、正確には AI のモデルの開発を行う場合、要件定義やテストだけでは上手くいかない要素が含まれる。国によって考え方が異なることに配慮する必要がある上、利用者側のフィードバックを大量に受けていくことも必要。こうした点は AI を使った社会インフラにおいて非常に重要なキーとなるため、品質管理を含めたプロジェクト管理をどうするかといった開発方法論が技術的に問題になってきている。
- 医療、医学、生物統計等の分野は、日本の AI にとって非常に重要であるが、イギリスにおいては、AI をどう使うか、逆にどういうところには使ってはいけないのか等の検討が 2010 年代の最初から行われておりかなり進んでいる。イギリスの動きにはアメリカもスウェーデンも連動しており、この動きは無視できない。今後も調査を継続すべき。

以上

(※1) : 参考情報 Report 2021 (2021年9月16日公表) Gathering Strength, Gathering Storms: The One Hundred Year Study on Artificial Intelligence (AI100) 2021 Study Panel Report

<https://ai100.stanford.edu/2021-report/gathering-strength-gathering-storms-one-hundred-year-study-artificial-intelligence>